

特定非営利活動法人 関西芸術文化支援の森ゆずりは
会員規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人関西芸術文化支援の森ゆずりは（以下「本法人」という。）定款第3章に規定する会員について必要な事項を定める。

(入会手続き)

第2条 本法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書に記入の上、第3条に定める入会金及び第4条に定める会費を期日内に納めなければならない。

(入会金)

第3条 入会金の額は、次のとおりとする。ただし、役員・事務局長の入会金は免除される。

個人正会員	5,000円	団体正会員	20,000円
-------	--------	-------	---------

(年会費)

第4条 年会員は、毎年5月末日までにその年度の会費を納入するものとする。会費の額は次のとおりとする。ただし、役員・事務局長の年会費は免除される。

個人正会員	5,000円	団体・法人正会員	10,000円
個人賛助会員	3,000円	団体・法人賛助会員	5,000円

(休会の手続き)

第5条 会員は、第4条に定める条件を満たす場合、休会することができる。

- 2 休会期間は最長3年とする。
- 3 休会は最大で2回、通算6年度を限度とし、連続的もしくは断続的にとることができる。
- 4 休会期間は、休会が承認された日の属する年度の翌年度4月1日から休会届けに書かれた終了年度の3月31日までとする。
- 5 休会中の会員は、会費の納入を免除されるものとする。

(休会の条件)

第6条 次の条件を満たす場合、休会が認められる。

- 2 本法人が定める休会届に必要な事項を記入し、休会しようとする当該年度の前年度までに届け出ること。
- 3 休会しようとする前年度までの会費が完納されていること。
- 4 過去の休会回数が2回、通算6年度に達していないこと。

(退会の手続き)

第7条 会員は定款第3章第10条に定める通り、退会届を提出して任意に退会することができる。

- 2 資格を喪失した会員については、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会の手続き)

第8条 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて入会手続きを行わなければならない。ただし、正会員の入会金は免除される。

(年度途中入会者の入会金・年会費)

第9条 年度途中で入会した場合であっても、入会金・年会費の全額を納めなければならない。

(会費滞納者の取扱)

第10条 会費の滞納が3年に及ぶ場合は会員資格を喪失する。

(会員名簿及び個人情報の取扱い)

第11条 会員については、本法人が管理する会員名簿に登録する。

- 2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合には、当該会員はすみやかに変更の連絡をしなければならない。
- 3 会員名簿に登録された個人情報については、慎重に取り扱い、会を運営する目的以外には使用してはならない。

(改 廃)

第12条 この規程の制定・改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 令和4年5月15日改定